

京都市職員共済組合審査会運営規程を公告する。

平成20年9月11日

京都市職員共済組合

理事長 星川 茂一

京都市職員共済組合規程第1号

京都市職員共済組合審査会運営規程

京都市職員共済組合審査会運営規程を次のように制定する。

(目的)

第1条 この規程は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第118条第1項の規定に基づき、京都市職員共済組合（以下「組合」という。）に設置された京都市職員共済組合審査会（以下「審査会」という。）の会務の執行に関し、法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 審査会の会議は、会長が招集する。

(会議の非公開)

第3条 審査会の会議は非公開とする。ただし、必要があると認めるときは、審査会の決議により公開とすることができる。

(会議録の作成)

第4条 審査会の会議については、会議の次第及び出席委員の氏名を記載した会議録を作成する。

(事務組織)

第5条 審査会に書記長及び書記を置く。

2 書記長は、組合事務局次長をもって充てる。

3 書記は、組合事務局職員をもって充てる。

(事務の執行)

第 6 条 書記長は、会長の命を受けて審査会の事務を掌理する。

2 書記は、書記長の命を受けて審査会の事務に従事する。

(公印)

第 7 条 公印の名称、書体、形式、寸法及び使用区分は、別表のとおりとする。

(公印の管理)

第 8 条 公印の管理及び公印に関し必要な事務は、書記長がこれを行う。

(文書の保存期間)

第 9 条 審査会の裁決の原本及び会議録は、永久に保存するものとする。

(組合及び市の規程の準用)

第 10 条 この規程及び関係法令に定めるもののほか、公印及び文書の取扱いその他審査会の運営の細目については、組合及び京都市の例による。ただし、組合及び京都市の例により難しいものについては、会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表(第 7 条関係)

名 称	書 体	形 式	寸 法	使 用 区 分
京都市職員共済組合 審査会長之印	れい書	(1)	方 21 mm	審査会長名をもって発する文書用

(1)

京都市職員
共済組合
審査会長之印

(総務局人事部厚生課)